

消費税率変更に伴う評価料金の改定について

令和元年10月からの消費税率8%から10%への改定に伴い、評価料金を下記のとおり改訂いたします。

評価機関との契約期間の終了日が10月以降になる場合は、改定後の評価料金となりますので、お知らせいたします。

評価を受けるサービス・事業所		評価料金（税込）	
		改定前	改定後
介護サービス 分野	居宅介護支援・訪問系サービス・福祉用具貸与（販売）のみの事業所	113,142 円	115,238 円
	通所系・入所系サービス	123,428 円	125,714 円
福祉サービス 分野	児童福祉施設 保育所 児童館 障害福祉事業所 社会的養護関係施設	308,572 円	314,286 円
	介護保険事業所以外の老人福祉施設（養護老人ホーム、軽費老人ホーム）	205,715 円	209,524 円